

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 手数料

一 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）第三十九条の五第一項の登録に係る手数料の額は、一、〇〇〇円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、三〇〇円）とすること。
（第五条第一号関係）

二 法第三十九条の五第六項の登録証明書の再交付に係る手数料の額は、七〇〇円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二〇〇円）とすること。
（第五条第二号関係）

三 法第三十九条の六第一項の変更登録に係る手数料の額は、一、〇〇〇円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、三〇〇円）とすること。
（第五条第三号関係）

第二 施行期日

この政令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行するものとする。

（附則関係）